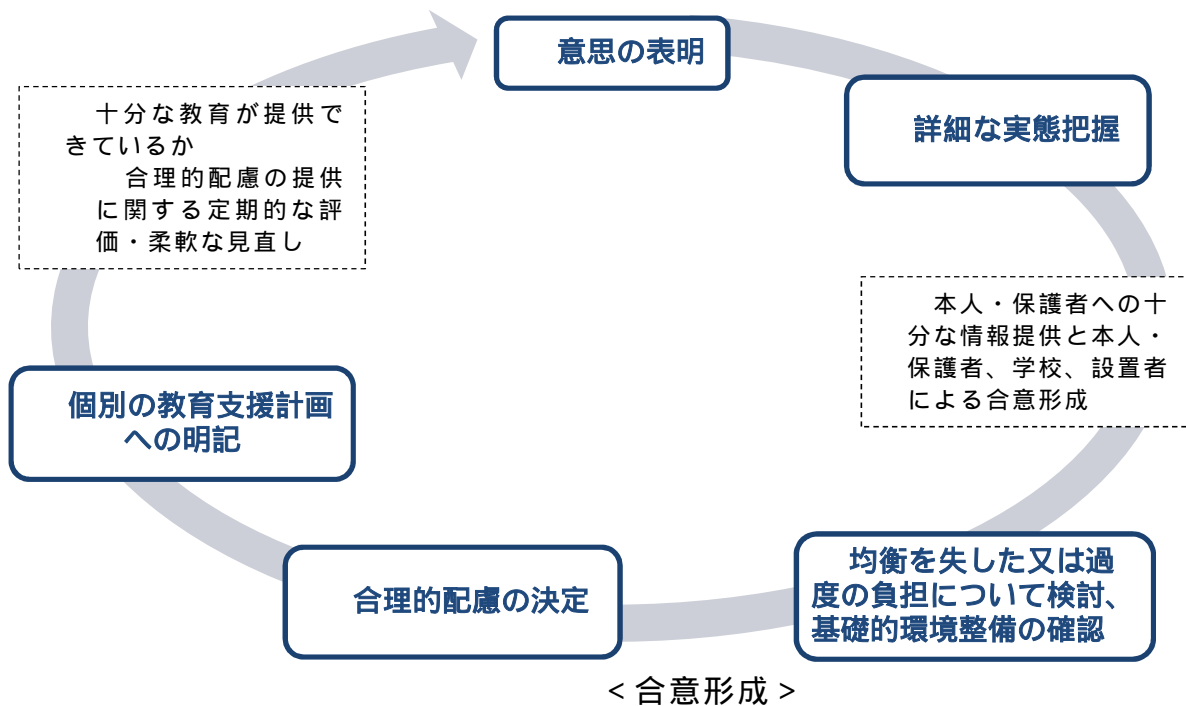


II

合理的配慮の提供の決定までのプロセス



各学校において、本人・保護者から合理的配慮に関する「意思の表明」があった場合には、「詳細な実態把握」が必要です。実態把握のためには、本人・保護者との面談や関係者からの聞き取り、本人の学習・生活・周囲とのコミュニケーション面等の状況の観察、必要に応じた客観的な検査の実施等があります。

なお、本人や保護者からの意思の表明が同じであっても、障がいの状態や本人の教育的ニーズ等により提供する合理的配慮が異なることから複数の方法を提示しながら一緒によりよい方法を検討していくことが重要です。

(資料1参照)

次に体制面や財政面等について「均衡を失した過度の負担について検討」や「基礎的環境整備の確認」を行い、「合理的配慮の決定」に向けて様々な提案をしながら合意形成を図り、合理的配慮の提供を決定します。さらに、その内容等を「個別の教育支援計画への明記」することで、支援をつなぐ効果的なツールとしていきます。

(資料2参照)

(資料1) 合理的配慮決定までのプロセス(聴覚障がいの例)

	Aさん(中学1年生)	Bさん(中学1年生)	Cさん(中学1年生)
障がい	聴覚障がい (両耳に補聴器を装用しても通常の話声を理解することが難しい)		
意思表示	本人・保護者から、授業中の教師が話している内容が本人に伝わるようにしてほしいとの要望がある。		
詳細な実態把握	聴力 (右:30dB、左30dB) 補聴器装用時 騒音により、ことばの聞き取りに影響が出る。 音声のみでのことばの聞き取りが難しく、口形を見ながら話の内容を理解している。	聴力 (右:45dB、左45dB) 補聴器装用時 音声のみでのことばの聞き取りが難しく、口形をみても話の内容を理解することが難しい。	聴力 (右:45dB、左45dB) 補聴器装用時 音声のみでのことばの聞き取りが難しく、口形をみても話の内容を理解することが難しい。 教育支援員が隣にいることを嫌がる。
均衡を失った又は過度の負担について検討	ノートテイクのための教育支援員の配置を検討する。	ノートテイクのための教育支援員の配置を検討する。 ノートテイクの教育支援員を確保する。	パソコン要約筆記のための教育支援員の配置を検討する。 パソコン要約筆記のための支援員を確保する。
基礎的環境整備の確認			パソコンやタブレット型端末など必要となる機器準備及び無線環境の準備を行う。
合理的配慮の決定	教育支援員は配置しない。 座席の位置を中央の前から2番目あたりにする(教師に近く、周囲の生徒の動きが参考となる)。 教室の騒音抑制のために机や椅子にテニスボールを取り付ける。 教師の指示は、周囲の生徒による支援とともに教師が個別に確認する。	教育支援員を配置し、ノートテイクによる支援を行う。 5月中旬頃までは座席の位置を一番後ろとする(他の生徒が教育支援員の存在に慣れるため)。 教育支援員は業間や昼休みは支援を行わない。	教育支援員を配置し、パソコン要約筆記による支援を行う。 パソコン要約筆記が教室後方で入力した情報を生徒の所持しているタブレット型端末に表示させるための無線環境を整える。 教育支援員は業間や昼休みは支援を行わない。

ノートテイク

教師が話している内容(音声情報)を手書き(文字情報へ変換)して生徒に伝える。

パソコン要約筆記

教師が話している内容(音声情報)を入力用パソコンへ入力(文字情報へ変換)し、生徒の手元にあるタブレット等に表示させる。

(資料2) 個別の教育支援計画の例 (資料1 聴覚障がいのBさん)

合理的配慮の観点		提供する合理的配慮	
観点 教育内容 教育内容・方法	-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮	ノートテイクのための教育支援員を配置する。 指導者は授業内容や連絡事項を可能な限り板書するなど、文字による情報を増やす。	
	-1-2 学習内容の変更・調整	英語のリスニングは原稿をプリントアウトして渡し、音声に合わせて教育支援員が1文ずつ見せる方法で行う。	
	-2 教育方法	-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮	
		-2-2 学習機会や体験の確保	
		-2-3 心理面・健康面の配慮	定期的に学級担任や特別支援教育コーディネーターが面談を行う(学期1回以上)。
	観点 支援体制	-1 専門性のある指導体制の整備	特別支援学校の通級指導教室(毎月)や巡回相談(每学期)を利用する。
-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮		本人の障がい及び教育支援員の配置について、Bさんの保護者が同じクラスの保護者に対して学級懇談の際に説明する。	
-3 災害時等の支援体制の整備		避難訓練の際、Bさんの所在を確認する職員を決めておく。	
観点 施設・設備	-1 校内環境のバリアフリー化		
	-2 発達、障がいの状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮	教室の騒音抑制のために机や椅子にテニスボールを取り付ける。	
	-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮		

1 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)より抜粋

3 障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備

「均衡を失した」又は「過度の」負担について

「合理的配慮」の決定・提供に当たっては、各学校の設置者及び学校が体制面、財政面をも勘案し、「均衡を失した」又は「過度の」負担について、個別に判断することとなる。

各学校の設置者及び学校は、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶというインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、「合理的配慮」の提供に努める必要がある。

その際、現在必要とされている「合理的配慮」は何か、何を優先して提供する必要があるかなどについて、共通理解を図る必要がある。

2 文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針より抜粋

過重な負担の基本的な考え方

事務・事業への影響の程度(事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か)

実現可能性の程度(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)

費用・負担の程度

事務・事業規模

財政・財務状況